

平成 2 1 年 度

エネルギー使用合理化事業

事業計画認定申請要領

(自動車運送事業)

平成 2 1 年 3 月

国土交通省自動車交通局

# 事業概要

## 1. 運輸関係事業者単独事業（自動車運送事業関係）

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、省エネ機器普及促進事業者の購入・保有する事業用自動車について、省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる機器を導入する事業であって、国土交通省の事業計画認定を受けたものに対して、経済産業省の国庫補助金が交付されます。

## 2. 国土交通省の認定について

### ① 申請者

当該機器を装着する車両を所有（リースも含む）する自動車運送事業者（法人格を有していること）及び当該機器の普及を図ろうとする事業者

### ② 補助対象機器

蓄熱マット、エアヒーター、外部電源式冷暖房装置、エンジン直結式省エネ型冷凍機、後付アイドルリングストップ機器（国土交通省が認めるメーカー・機種であること：補助対象機器一覧参照）

### ③ 補助率

機器代金・工事費の1/3（1件当たりの上限は5億円）

### ④ 要件

新車に設置の場合には、代替車両が必要となります。

後付アイドルリングストップについては、1営業所5台以上の導入が必要となります。

## 3. 公募手続き

申請者は事業計画認定申請書、実施計画書及び添付資料（別紙1～5、別図1）を作成し、国土交通省の事業計画認定を受けた上でNEDOに提出する。

注意 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構への申請の際、課税事業者届出書、設備設置承諾書（リース車両の場合）の添付を忘れないようお願いします。

### 公募受付期間

国土交通省の受付 平成21年3月30日～平成21年4月10日（必着）

NEDOの受付 平成21年3月31日～平成21年4月20日（必着）

## 4. 問合せ先

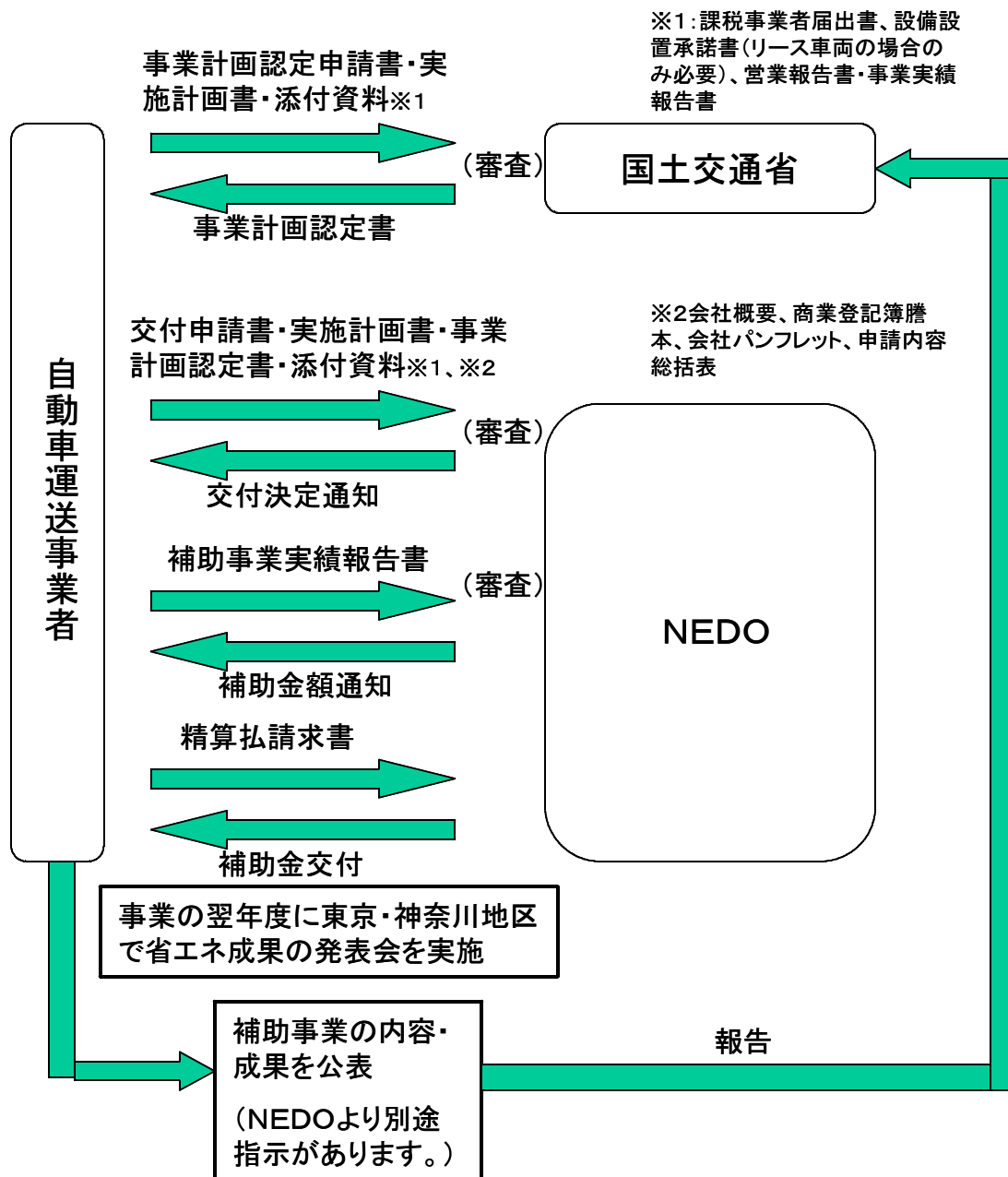
国土交通省の事業計画認定

<貨物自動車運送事業者>

国土交通省自動車交通局貨物課 <sup>せきね</sup> 関根（03-5253-8575）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

# ○手続きフロー図



# 補助対象機器

## 1. 蓄熱式暖房マット

商 品 名	取 扱 会 社 名
ひだまりくん	三菱製鋼(株)、日栄インテック
ほんわかねるペー	日発販売
一休さん	中央交易(株)
ぬくぬくブランケット	(株) ヨシオ
ほっとねーる	(株) プロスタッフ
ちょっとねーる	(株) プロスタッフ

注) 上記以外の新製品等(上記以外の取扱会社も含む)で上記機器と同等若しくはそれ以上の性能を有すると認められるものも対象とする。

## 2. エアヒーター

ベバスト・ヒーター AT 2000ST  
 ベバスト ジーシーエス ジャパン(株)  
 ミクニトラックヒータ MYH 16 (株) ミクニ  
 イーベルスペツヒャー D1LC コンパクト (株) ホワイトハウス  
 イーベルスペツヒャーエアトロニック D2 (株) ホワイトハウス

注) 上記以外の新製品等(上記以外の取扱会社も含む)で上記機器と同等若しくはそれ以上の性能を有すると認められるものも対象とする。

## 3. 外部電源式冷暖房装置

休憩時にアイドリングをしないでも作動する外部電源式冷暖房装置

注) 上記以外の新製品等(上記以外の取扱会社も含む)で上記機器と同等若しくはそれ以上の性能を有すると認められるものも対象とする。

## 4. エンジン直結式省エネ型冷凍機

エジェクタサイクル式冷凍機 (株) デンソー  
 メインエンジン駆動式冷凍機 菱重(株)  
 省エネ型冷凍装置 XZ 4S 東プレ株式会社

注) 上記以外の新製品等(上記以外の取扱会社も含む)で上記機器と同等若しくはそれ以上の性能を有すると認められるものも対象とする。

5. アイドリングストップ機器

信号待ち等に置いてアイドリングを止める装置で後付のものであること。

- なお、1. ～ 5. の補助対象機器を搭載した車両又は補助対象機器を処分（担保、譲渡、廃車等）を含む。）する場合には、事前に NEDO の承認が必要となる。



# 平成21年度エネルギー使用合理化事業 国土交通省事業承認申請書類記載例

## ○貨物自動車運送事業者

国土交通省事業計画認定申請書記載例	・ ・ ・ ・ ・	P 8
実施計画書記載例	・ ・ ・ ・ ・	P 9
営業報告書	・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
事業実績報告書	・ ・ ・ ・ ・	P 2 1
リース見積書（リース事業者のみ）	・ ・ ・ ・ ・	P 2 2

（申請書類の電子データは以下よりダウンロードできます。）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/track/energygourika.html>

国土交通省事業計画認定申請書記載例

(貨物自動車運送事業者及び普及事業者の場合)

平成21年 月 日

国土交通省自動車交通局貨物課長

一見勝之様

東京都千代田区霞が関2-1-3

霞ヶ関運輸株式会社

代表取締役社長 霞ヶ関 一郎 ㊞

エネルギー使用合理化事業に係る事業計画承認依頼

標記について、エネルギー使用合理化事業支援補助金交付申請を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構あて申請致したく、事業計画の承認方ご依頼申し上げます。



平成21年度 エネルギー使用合理化事業者支援事業に関する実施計画書

1. 補助事業の名称

事業用自動車の適正運行に資する機器の導入による省エネルギー事業

2. 事業の概要（目的及び概要）

燃費の向上を目的として、所有する事業用自動車に適正運行に資する機器を装着し、燃費悪化の要因である、アイドリング時間の縮減を図るとともに、急加速、最高速度の各管理を行い、収集分析した燃費情報を運転手にフィードバックし、最適な経済運転の方法を示し、会社全体の省エネルギー化を推進する。

3. 事業者及び事業所の概要

(1) 名称、住所及び連絡先

事業実施者	会社名	株式会社霞ヶ関運輸
	事業実施場所	千代田区霞が関2丁目1番3号
	最寄り駅	JR有楽町駅 (JR有楽町駅下車 車10分)

連絡先（管理担当）	住所	〒 100-8989 千代田区霞が関2丁目1番3号
	役職名	代表取締役
	氏名	甲野 乙太郎
	TEL	00-000-0000
	FAX	00-000-0000
	E-mail	xxxxxx-xxx@xx.xx

連絡先（経理担当）	住所	〒 100-8989 千代田区霞が関2丁目1番3号
	役職名	代表取締役
	氏名	甲野 乙太郎
	TEL	00-000-0000
	FAX	00-000-0000
	E-mail	xxxxxx-xxx@xx.xx

注：管理担当は事業全般の内容について、総括的な対応が可能であるとともに、提案書に係るNEDOからの指示の一元的窓口を担うものとする。

(2) 業種及び規模等

業種	一般貨物自動車運送業
資本金	2,500万円
従業員数	50人
車両数	20台（平成20年3月末現在）
エネルギー指定管理指定工場の別	無
年間輸送量	60,000t（平成19年度（直近の）4～3月）
年間エネルギー使用量	800Kl（原油換算）（平成19年度（直近の）4～3月）

#### 4. 実施計画

##### (1) 計画概要

①機器の配置図、システム図 ※補助金交付申請範囲が明示されているもの  
別図1参照

②導入省エネルギー機器の機能、仕様、機構図等

(別図でも可)

- ・蓄熱式暖房マット
- ・エアヒーター
- ・外部電源式冷暖房
- ・エンジン直結式省エネ型冷凍機

機能、仕様をそれぞれ記載する。

##### (2) 政策的意義

①経団連環境自主行動計画等における位置付け

(所属団体) (社) 全日本トラック協会

- ・所属団体が策定した自主行動計画

目標

車両の燃料使用原単位で2010年に1996年比4%削減を目指す。

対策

モーダルシフトの推進

幹線、都市内域内輸送の共同化

輸送情報ネットワークの充実強化

トレーラ化、車両大型化の推進

アイドリング・ストップの推進

定速走行の励行

低公害車の積極的導入

備考

行動計画の実施状況の把握

計画の進行に合わせた目標値の変更

- ・事業者が策定した自主行動計画

公的に提出義務のある自主行動計画ではないが下記の自主行動計画を立てている。

目標

所有車1台当たりの燃費を2009年度に○%の向上(対2005年度比)を目指す。

対策

不要なアイドリングの禁止

定速運転の励行

経済運転の意識付け

配車の効率化

- ・上記における本事業の位置づけ

本事業は事業者が設定した自主行動計画である。また(社)全日本トラック

協会における経団連環境自主行動計画の温暖化対策の「対策」中アイドリング・ストップの推進、定速走行の励行等「車両の燃料使用原単位で2010年に1996年比4%削減を目指す。」の目標値を〇〇〇%の割合でクリアーする予定である。

- ②中長期計画書における位置付け
  - ・中長期計画書に記載した計画書  
無し
  - ・上記における本事業の位置付け  
無し

### (3) 導入効果等

#### ①省エネルギー効果の計算書（省エネ法の報告義務の事業所単位で記載）

- ・省エネルギー量の算出根拠（計算結果を別紙4に転記する。）

弊社における前々年4月1日～前年3月31日における別添のエネルギー使用量実績の確証の表より年間〇〇〇 KL、燃費向上率を参照以下の理由により〇〇%として計算すると省エネルギー量（軽油）次の計算式により  
$$\text{〇〇〇 KL} \times \text{〇〇\%} \ni \text{〇〇〇 KL (軽油)}$$
  
原油換算値0.99より 省エネルギー量は次式より  
$$\text{〇〇〇 KL} \times 0.99 \ni \text{〇〇〇 KL}$$

参照 燃費向上率の考え方

(各導入省エネ機器毎に燃費向上率の考え方を詳細に記載する。)

#### ②費用対効果

$$\begin{aligned} & \text{省エネ量 (KL)} / \text{補助事業に要する費用 (億円)} \\ &= 101 \text{ (KL)} / 0.10 \text{ 億円} \\ &= 1010 \text{ (KL/億円)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{補助事業に要する費用 } 10,000,000 \text{ (円)} / (101 \text{ (KL)} \times @80,000 \text{ (円/KL)}) \ni 1.2 \text{ 年} \\ & (\text{回収年} = \text{補助事業に要する費用 (円)} / (\text{燃料削減量 (101KL)} \times @\text{自社の燃料評価単価 (円)} (80,000 \text{ 円/KL})) = 1.2 \text{ 年}) \end{aligned}$$

#### ③普及性

わが国のエネルギー消費量のうち運輸部門が占める割合は2005年度において、約24%である。運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、燃費の一層の改善を図る一環として、燃費性能の優れた自動車の導入や有効にアイドリングストップを行える機器の搭載を推進する。

#### ④その他

#### ⑤CO2削減効果等（事業者にて管理している場合に記入する。）

	温室効果ガス排出削減量		
	CO2 ガス(t)	ガス(t)	ガス(t)
削減量			
削減率	%	%	%

5. 詳細工程

(1) 補助事業の開始及び完了予定日

事業開始日 平成21年 8月 日

完了予定日 平成21年12月 日

(2) スケジュール表

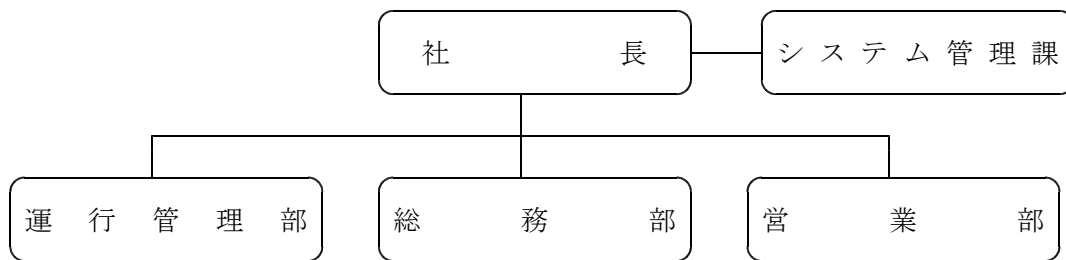
年 月 項目	21年											22年					
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
省エネ計画策定	—																
機器の車両への装着							検収▽	支払▽									
省エネ計画の評価								—									
省エネ計画の改善									—								

(3) 所要資金計画 別紙2

(4) 資金調達計画 別紙3

(5) 事業設備費計算書 別紙5

(6) 補助事業実施体制 ※組織図等で事業者内の事業実施体制を示し、各担当者の氏名を記載のこと。



## 6. 事業実施に関する事項

### (1) 他の補助金との関係

※ 当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載する。

### (2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

※ 事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載のこと。

### (3) その他実施上問題となる事項

※ 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

別紙 1

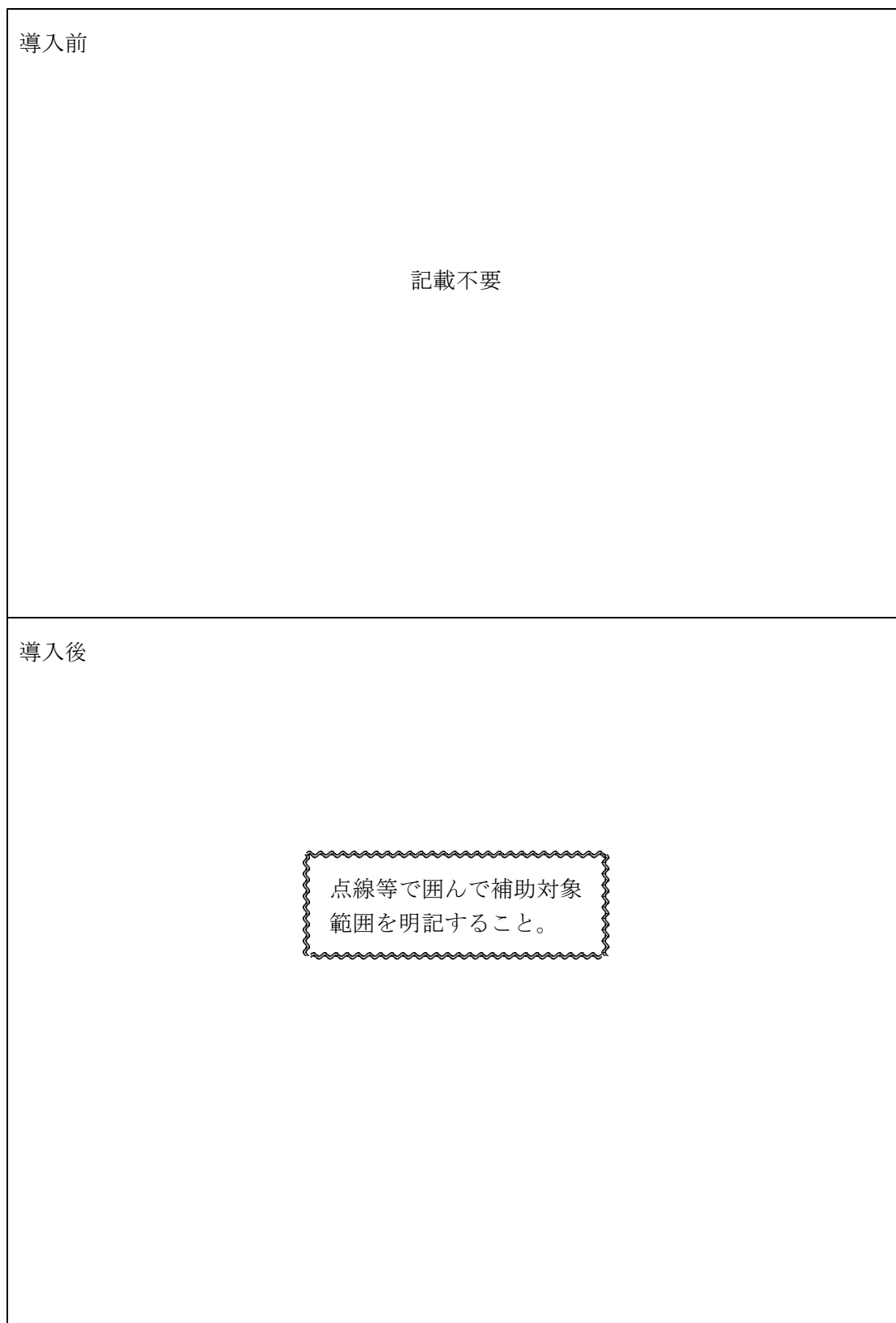
1. 事業概要

(業種) 一般貨物自動車運送業 (資本金) 2,500 万円 (従業員数) 50 人  
 (事業者) (株) 霞ヶ関運輸 (実施場所) 千代田区霞が関 2-1-3

事業名	事業用自動車の適正運行に資する機器の導入による省エネルギー事業		
事業の目的 及び概要	燃費の向上を目的として、所有する事業用自動車に適正運行に資する機器を装着し、燃費悪化の要因である、アイドリング時間の縮減を図るとともに、急加速、最高速度の各管理を行い、収集分析した燃費情報を運転手にフィードバックし、最適な経済運転の方法を示し、会社全体の省エネルギー化を推進する。		
事業期間	平成 21 年 月 日～平成 21 年 12 月 日		
導入設備/ 技術概要	設備：蓄熱式暖房マット、エアヒーター 技術概要：蓄熱式暖房マット（車両のベッド内に蓄熱ユニットを組み込み、走行中発電された電機により蓄熱を行う）、エアヒーター（燃料を専用ヒーター内で燃焼させ、その熱で、エンジン停止時にキャビン内を暖房する）		
経団連環境 自主行動 計画に おける 位置付け	(所属団体) (社) 全日本トラック協会 (所属団体が策定した自主行動計画) 車両の燃料使用原単位で 2010 年に 1996 年比 4%削減を目指す 公開 (事業者が策定した自主行動計画) 車両の燃費を 2008 年度に○%の向上（対 2005 年度比）を目指す 非公開 (上記における本事業の位置付け) 本事業は自社の自主行動計画達成に 100%寄与する。		
普及性	わが国のエネルギー消費量のうち運輸部門が占める割合は 2005 年度において、約 24%である。運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、燃費の一層の改善を図る一環として、燃費性能の優れた自動車の導入や有効にアイドリングストップを行える機器の搭載を推進する。		
その他	本事業は省エネルギーの効果のみならず、安全運転管理の面からも有効であり、事故の減少に寄与することが考えられ公共性の高い事業である。		
省エネ効果 (原油換算)	事業前 (H 19 年度)	事業後 (H 21 年度)	
	事業所のエネルギー使用量	935kl	833kl
	事業所の生産量	72,350 トンキロ	72,350 トンキロ
	エネルギー原単位	0.0129kl/トンキロ	0.0115kl/トンキロ
	省エネルギー率	10.9%	
	省エネ量	101kl	
費用対効果	省エネ量(Kl)/補助事業に要する費用(億円) = 1069(kl/億円)		
事業費	補助事業に要する費用	補助対象費用	補助申請額(円)
	設計費	0	0
	設備費	9,000,000	9,000,000
	工事費	0	0
	諸経費	0	0
	消費税	450,000	0
	計	9,450,000	3,000,000

別図 1

導入前後の比較図



※ 1枚にまとめること。

## 別紙2

## 所要資金計画

費 目	金 額 (円)	積 算 内 容 (円)
I. 設計費	(補助対象)	
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	0	
II. 設備費	(補助対象)	
	6,000,000	蓄熱式暖房マット 3,000,000 エアヒーター 3,000,000
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	6,000,000	
III. 工事費	(補助対象)	
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	0	
IV. 諸経費	(補助対象)	
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	0	
補助対象 計	6,000,000	
補助対象外 計	0	
消 費 税	300,000	
合 計	6,300,000	



別紙3

資金調達計画

(単位：円)

調 達 先	調 達 金 額	備 考
補 助 金	2,000,000	
自 己 資 金	4,300,000	
借 入 金	0	
合 計	6,300,000	

別紙 4

		単 位	平成 年度(実績)	平成 年度(導入後)
輸 送 量		トン/年	a 72,350	72,350
エ ネ ル ギ ー 消 費 実 績	電力使用量	万 kwh	0	0
	ナフサ	kl/年	0	0
	灯油	kl/年	0	0
	軽油	kl/年	944	841
	A 重油	kl/年	0	0
	C 重油	kl/年	0	0
	LPG	トン/年	0	0
	LNG	トン/年	0	0
	原料炭	トン/年	0	0
	一般炭	トン/年	0	0
	無煙炭	トン/年	0	0
	石炭コークス	トン/年	0	0
	コークス炉ガス	千 m <sup>3</sup> /年	0	0
高炉ガス	万 m <sup>3</sup> /年	0	0	
原油換算量		kl	b 935	c 833
原油換算原単位		kl/トン	d 0.0129	e 0.0115

(注)・導入後の原油換算量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみ織り込む。

- ・省エネ法の報告義務の事業所単位で記載
- 輸送量は原則として事業前後で同一とする。

【省エネ効果】

f	10.9%
g	101kl

$$(d - e) / d$$

$$a \times (d - e)$$

別紙 5

事業設備費計算書

適 用 品 番	数 量	価 格	金 額
蓄熱式暖房マット asx000125	300	10,000	3,000,000
エアヒーター ccd125455	10	300,000	3,000,000
消 費 税			300,000
合 計	310		6,300,000

(注) 申請のために参考見積の例を記入のこと (参考見積書でも可)。

# 事業（営業）報告書

（旅客自動車運送事業者）

※旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく事業報告書の写しを添付してください。

（貨物自動車運送事業者）

※貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づく営業報告書の写しを添付してください。

（省エネ機器普及事業者）

営業状況がわかる書類

# 輸送（事業）実績報告書

（旅客自動車運送事業者）

旅客自動車運送事業等報告規則第2条に基づく輸送実績報告書の写しを添付してください。

（貨物自動車運送事業者）

貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づく事業実績報告書の写しを添付してください。

リースの場合

## リース見積書

通常のリース見積もりと補助金受給の場合のリース見積もり  
様式については、リース会社の様式が良いが、補助金が反映されていることが  
わかるように記載すること。